

ヒューム『イングランド史』のスコットランド史  
1707年合同をめぐる歴史叙述の政治思想

犬 塚 元

政治学研究室

Hume's Historiography of Scotland

Hajime INUZUKA

Politics

群馬大学社会情報学部研究論集  
第16巻 83~100頁 別刷  
2009年3月31日

reprinted from  
JOURNAL OF SOCIAL AND INFORMATION STUDIES  
No. 16 pp. 83 100  
Faculty of Social and Information Studies  
Gunma University  
Maebashi, Japan  
March 31, 2009

ヒューム『イングランド史』のスコットランド史  
1707年合同をめぐる歴史叙述の政治思想

犬塚 元

政治学研究室

Hume's Historiography of Scotland

Hajime INUZUKA

Politics

Abstract

More researchers have recently been beginning to acknowledge the importance of the role of historiography in the history of political thought and to treat historiography as a critical part of political thought. Hume scholars are also nowadays devoting considerable attention to his historiography, *History of England* (1754-62). In this article, I investigate Hume's historiography of Scotland in his *History of England*, uncovering the reason why Hume, a Scot, engaged in writing a history not of Scotland but of England. Hume subverted the tradition of Scottish Whig-Presbyterian historiography of ancient constitutionalism from a Royalist-Episcopalian perspective, while he also refuted another version of ancient Scottish constitutionalism of Royalist-Episcopalianism, seeing no ideal ancient constitution in the past of Scotland but only countless factions and disorder. According to Hume, it was only the union with England in 1707 that got rid of feudal anarchy and secured law and order there, which was a landmark in the history of Scotland.

## 1 はじめに

1707年のイングランドとスコットランドの合同は、いかなる歴史的意義をもつか。それをどのように測定・評価できるか。スコットランドに及ぼした意義・影響に限定するにしても、これは、難問である。スコットランドが独自の議会と政治的枠組みを失ってイングランドと政治統合したことは、スコットランドの経済発展に好都合であったばかりでない、それは、社会や経済の構造や変動に注目する独自の学問的認識を育み、スコットランド啓蒙と呼ばれる文化運動を生みだした。こうした説明は、はたして、どこまで有効か。それは、現在の日本の状況を、もっぱら単一の歴史的事件、例えば、1945年の敗戦の経験に還元する議論と同じように、あまりに乱暴な因果説明ではないか。

それゆえに方針を転換せざるをえない。1707年の合同がその後の18世紀のスコットランドに及ぼした歴史的意義を測定するにあたって、ここでは、われわれがその意義を直接に評価・解釈するのではなく、当の18世紀のスコットランドにおいて、1707年合同の歴史的意義がどのように評価・解釈されていたか、という同時代の認識・社会意識に注目する。つまりここでは、合同の歴史的意義は何か、を直接問うのではなく、合同の歴史的意義は何であると認識されていたか、を問う。本論で、一つの事例として具体的に分析する対象は、デイヴィッド・ヒューム David Hume (1711-76) である。このスコットランド人は、1707年合同に歴史的意義を認めていたか。認めていたとすれば、それはいかなる意義か。

この問いは、ヒュームのスコットランド史解釈を解明することを不可避とする。1945年の敗戦の歴史的意義をめぐる解釈が、それ以前の日本の歴史をめぐる解釈と不可分であるように、1707年の歴史的な位置づけは、それ以前のスコットランド史をめぐる解釈と密接に結びついているからである。それゆえ、ここで解析の中心となるテキストは、ヒュームの歴史叙述。つまりは『グレート・ブリテン史』として刊行が開始され、最終的には『イングランド史』と呼ばれることになる彼の歴史書である。すなわち、ここでの作業の中心は、ヒュームの歴史叙述に注目して彼のスコットランド史解釈を総体的に解明し、そのことを通じて1707年をめぐる彼の評価を導くことである。

これまで、1707年合同をめぐるヒュームの評価としては、『道徳政治文芸論集』の経済論「交易の均衡について」における議論がよく知られてきた。それは、合同はスコットランドに経済発展をもたらした、と説くものである (Essays 314)。ここに明らかなように、たしかにヒュームは、1707年合同の経済的意義を認める。しかし、それがすべてではない。彼の歴史叙述が明らかにするように、ヒュームは、そこに至るまでのスコットランド史をふまえたうえで、1707年合同がスコットランド社会にもたらした政治的な意義を強調する。1707年にスコットランドは、政治的不利益と経済的利益を交換した、つまり、主権国家の喪失という政治的不利益は経済的・文化的利益によって償われた、とする理解は決して彼のものではない。

## 2 分析の前提：政治思想における歴史叙述、政治思想としての歴史叙述

われわれは、ヒュームのスコットランド史理解を分析するに先立ち、その前提として、まずは研究状況を整理せねばならない。

これまで、ヨーロッパの政治思想史はもっぱら哲学と法学を援用して理解されてきたのではないか、つまりこれまでの政治思想史研究は、なにより権利や法や正義をめぐる議論に関心を集中し、そうした観点からテキストを切り取って、思想史像を構成してきたのではないか。こうした批判そのものは、もはや旧聞に属するものである。こうした指摘を出発点にして、現在では政治思想史研究の手法が転換しつつあり、それにともない思想史像も変容してきている、とすら言えるであろう。もともと、この批判は、これまでの政治思想史研究があまりに自由主義の系譜を強調してきたことを、共和主義研究の観点から 権利のみではなく徳も重要だったのではないかと 問いたすものであったが、実は、ここに提起されたのは、単に自由主義か共和主義か、という問題にはとどまらない。哲学と法学に依存することで隠されていたのは、共和主義という思想系譜だけではなかったからである。

近年における研究手法や思想史像の転換をもたらしたひとつの要因は、初期近代ヨーロッパでは、過去の政治経験に言及しながら政治を論じることが通例であり、政治思想と歴史叙述が不可分であった、という事実が明確に意識化されてきたことにある。政治を論じるための素材は、古代ギリシア・ローマ世界、旧約聖書に描かれた世界、あるいは自らの政治社会の、過去の歴史のうちであり、それゆえ、政治を論じることが歴史を解釈することと結びつく。そのような初期近代ヨーロッパの政治思想史を分析するにあたっては、政治思想における歴史叙述、あるいは政治思想としての歴史叙述、という観点を度外視することはできない。政治思想としての歴史叙述に関心を向けるこうした研究動向を鋭く反映するのは、啓蒙期の歴史叙述をめぐっての近年の再評価であるが、非歴史的・反歴史的な政治思想の代表とされてきたホブズの扱いですら、そうした動向の例外ではない。

ヒューム研究の場合も同様である。かつて、彼の政治思想は、汗牛充棟の哲学研究の強い影響を受けて、『人間本性論』を主たる対象として分析がなされてきた。しかし、現在では『イングランド史』の再評価が進んでおり、この歴史叙述を彼の政治思想の一翼とみなしたうえで、これをどう解釈するか、が研究上の一大争点である。

では、『イングランド史』の歴史叙述の政治思想とはなにか。ダンカン・フォーズ以後の通説的理解は、それを、イングランドにおいてそれまで伝統的・支配的であった国制史解釈に対する批判、すなわち、古来の国制 (ancient constitution) 論に対する批判、と解している。イングランドには太古の昔から、王権が制限された自由な政治体制が存在した、これこそがイングランドの伝統の古き良き国制である、という歴史叙述を通じて表明される政治思想を、ヒュームは別様の歴史叙述を通じて退けた、というわけである。そうしたヒュームの立ち位置は、イングランド史をめぐる歴史叙述の歴史的展開における彼の位置を決定する。自由な政治体制がイングランドでは脈々と続いてきた、という古来の国制論が主流派の見解 (ウィッグの歴史叙述) であったが、この主旋律に対しては、17世紀の

王党派スペルマン Henry Spelman (1562-1641) やブレイディ Robert Brady (1627-1700)、さらには18世紀のコート・ウィッグが、それを批判する対抗的な歴史叙述を提示する。このような17-18世紀の歴史叙述の思想史をめぐる見取り図のなかで、ヒュームの歴史叙述は、古来の国制論を批判する歴史叙述の一つとして定位されている。

『イングランド史』を、このように、イングランド史をめぐる歴史叙述の歴史的展開のなかに位置づけることは、それ自体としてごく正当であるが、これとは別に、スコットランド人であるヒュームがなぜ叙述対象としてスコットランドやブリテンでなく、イングランドの歴史を選択したか、という問題がある。ヒュームのこの歴史書のうち、最初に刊行された2つの巻は、当初はタイトルこそ『グレート・ブリテン史』であったが内容はイングランド史にほかならなかつたし、残る4巻はそもそも最初から、そして完結によって全ての巻が『イングランド史』とのタイトルを掲げることになる。なぜイングランド史を選択したか、というこの問題には、今のところ、決定的な解釈が存在しない。決定的な根拠史料を欠くからである。こうしたなか近年の有力な解釈は、ヒュームがイングランド史を執筆した背景として、スコットランドよりもイングランドのほうが先進的である、という理解を彼のうちに推定している。すなわち、スコットランドではなくイングランドの歴史こそが18世紀ブリテンの社会制度や近代の自由を説明できる、あるいは、遅れたスコットランド社会は「イングランド化」することが必要であり、そのためにはイングランドの歴史を学ぶ必要がある。ヒュームはこう考えていた、というのである。ところが、いずれの解釈においても論拠として必須でありながら、しかし現状でいずれにも欠けているのは、単にヒュームのイングランド史解釈のみならず、彼のスコットランド史解釈の全体像を詳細に解明していく作業である。つまり、ヒュームの歴史叙述の政治思想を理解するためには、いずれにせよ、彼のスコットランド史解釈を避けては通れない、ということになる。

そして、スコットランド史解釈を分析するためには、それに相応しい道具立てが必要である。ただヒュームのスコットランド史叙述だけを分析したとしても、その特色は判然としない。イングランド史をめぐる歴史叙述の歴史的展開のなかに位置づけてこそ、ヒュームのイングランド史解釈の特色が明らかになったのと同じように、ここで必要なのは、スコットランド史解釈の歴史的展開についての見取り図である。幸いにして、政治思想としての歴史叙述に対する学問的関心の高まりのなか、スコットランド史叙述の歴史的展開に関しても研究成果が蓄積されてきている。

15世紀から18世紀のスコットランドにおけるスコットランド史叙述の主旋律は、イングランドの場合と同様に、古き良き自由な政治制度が続いてきた、と解釈する古来の国制論である。このスコットランド版の古来の国制論において、国制の担い手として、つまりは、イングランドや王権に抗してスコットランドの古き良き政治社会を守り支えてきた、と位置づけられた主体は、貴族であり、宗教改革後の時期に関しては、新教徒の長老派がこれに加えられる。こうした歴史解釈（「ウィッグ・長老派イデオロギー」）は、独立国スコットランドの歴史物語を描いたフォードン John of Fordun (c. 1320-c. 84) や、それを継承したボイス Hector Boece (c. 1465-1536) の歴史叙述を源泉にして、16世紀にブキャナン George Buchanan (1506-82) とノックス John Knox (1505-72) の手によって明確に

定式化される。ここに描きだされた古き良き国制は、特定の政治制度や法にもとづくというよりは、王権に対する抵抗権の実践にもとづいた自由な国制であり、こうした理解がスチュアート王政に対する抵抗や反乱を正当化する機能を果たしたのである。そして、イングランドとの合同以後の18世紀に至っても、こうしたスコットランド版の古来の国制論は 急進的な政治的含意が切り落とされて穏健化された、という修正はあれども 基本的には継承されて、依然としてスコットランド人の自己理解の核であり続ける。合同はイングランドによる吸収ではなかった、と考えたがる多くのスコットランド人の意識に、そうした歴史解釈は適合的だったのである。

もとより、主潮流であったこうしたウィッグの歴史叙述を批判する解釈潮流が存在しなかったわけではない。第一には、スコットランドに対してイングランド(ないしはブリテン)、第二に、貴族に対して王、第三に、長老派に対しては主教派、をそれぞれ称揚する歴史解釈の対抗ヴァージョンが存在した。すなわち、第一の批判潮流はスコットランドの独立を相対化し、第二の、王党派やジャコバイトによる歴史叙述は、王の果たしてきた歴史的役割を強調して、王権を中心とする別ヴァージョンの古き良き国制を描く。第三の主教派の歴史叙述は、長老派の活動を批判的に論じて、主教派を主導的地位とみなす歴史解釈をなした。そして、こうした批判をふまえたうえで、18世紀半ばからは、「ウィッグ・長老派イデオロギー」に対する異議申し立てが全面化する。嚆矢は、ジャコバイト史家であるトマス・イネス Thomas Innes(1662-1744)による、文献学・史料批判の手法を駆使した、フォーダン、ボイス、ブキャナン批判であった。

近年の研究が解明した、以上のようなスコットランド史叙述の歴史的展開をめぐる見取り図は、ヒュームのスコットランド史解釈の特質を分析する糸口となる。例えば、ヒュームはそのイネスを、「われわれの古代史にふれた唯一の賢明な著者」と好意的に評している。では、ヒュームの歴史叙述は、ジャコバイトや王党派のヴァージョンと同じか。否である。あるいは、ヒュームは、1707年合同を肯定的に評価するが、それは、スコットランドに対するイングランドの支配権を歴史解釈を通じて正当化したからか。同じく否である。歴史叙述の政治思想は単純でない。例えば、スコットランドの政治・社会が停滞してきたという歴史理解と、イングランドとの合同が望ましいという政治判断とは、決して常に結びついてきたわけではない。

ヒュームのスコットランド史叙述を、時代を追って分析するわれわれは、ここでは特に、スコットランド史解釈における争点の扱いとともに、どのような史料を典拠としたか、との点に注目する。

### 3 『イングランド史』のスコットランド史

#### 第 一 卷：伝説と争点の回避

古代から薔薇戦争の終結までを扱う『イングランド史』第 一 卷では、他の巻と比べて、スコットランド史をめぐる叙述はごく少ない。ここでは、スコットランドは、基本的にはイングランドの戦争相手として登場するにとどまり、それゆえ、登場するスコットランド王はごく限定的である。

つまりヒュームは、古代から中世のスコットランド史をめぐる多くの解釈争点について、無視して素通りする、もしくはごく簡単に扱う、という態度を採る。こうした態度の背後には、第 巻の冒頭に掲げられたように、信憑性が疑わしく伝説・作り話にすぎないこと、史料で確認できないことは叙述の対象としない、という原則が存在している( : 4 )。まず、スコットランド人のルーツについて、ヒュームは様々な解釈を意識しながらも、「問題の些末さが論拠の脆弱さに対応している」と突き放し、「退屈な主題」と言い切って深入りしない( : 12, 489-490)。

そののちの、古代・中世の国制史をめぐる種々の論点についても同様の態度である。最初に叙述に登場するスコットランド王はケネス1世であり( : 84) つまりは、紀元前330年のファergus 1世の建国の物語は無視され、従って、その王政は絶対王政か選挙王政か、という対立点は黙殺される。そればかりではない。ケネス2世の王政改革がもたらしたのは絶対王政・世襲王政なのか。マルコム2世の封建制導入をどう評価するか。ロバート・ブルースの即位を征服説によって説明するのか、議会の承認を重視するのか。アープロース宣言は、スコットランド版マグナカルタかどうか。初代スチュアート王ロバート2世の即位は篡奪によるのか、議会の合意に基づくのか。ウィッグと王党派・ジャコバイトとのあいだのこうした歴史解釈の対立点を、ヒュームの歴史叙述は全く素通りする。

そもそもヒュームは、この時代のスコットランドには語るべき政治社会、それゆえ語るべき政治社会の歴史が存在しない、という態度なのである。ウィッグの歴史家が貴族や議会を主役にした古き良き国制を描き、王党派・ジャコバイトの歴史解釈が王を主役にした別様の古き良き国制を描いたのに対して、ヒュームは、古代・中世スコットランドにおける古き良き国制の存在、いや国制そのものの存在を否定する。王と貴族は、さらに貴族同士は、延々と抗争・党派対立を繰り返す。それは、共通の法を受け入れたうえでの政治対立ではなく、軍事力にもとづき軍事力に訴えかける対立である。この時代にスコットランドに存在したのは、「法に従うよりも武力に訴えることに慣れている粗野な人々」であった。しかもその軍事力は全く規律を欠き、混乱と無秩序が繰り返される。古代・中世のスコットランドは、法の一元的貫徹も、政治権力の一元的支配も存在しない、その意味において政治社会とはいえない状態が続いた、というのがヒュームの解釈である。語るに値しない歴史が続いた、というのである( : 83-84, 86, 112, 190-196, 458-459, 493)。

こうしてヒュームは、この時代に国制らしい国制史はないと断じて、ウィッグと王党派のあいだの歴史解釈の対立からは距離を置くが、ところが一点だけには強い執着を見せる。それは、スコットランドは独立を維持しており その意味で「完全に自由で独立的」( : 89)であり、イングランドに従属していたわけではない、との点である。イングランドはスコットランドに対する宗主権を過去に獲得している、つまり、スコットランド王はイングランド王に対して臣従礼を誓い、封建的主従関係にあった、というのは、例えばアトウッドのように、イングランド側が合同・併合を主張する際の論拠の一つであった。ヒュームは1707年合同について肯定的な評価を下すものの、しかしながら、両国間のこうした歴史的な主従関係を根拠にした合同の正当化をなしたわけではない。ヒュームによれば、そもそも主従関係はなかったからである。イングランド王に対する臣従礼について、ヒューム

は、史料上確認できない(コンスタンティン2世)、イングランド領内に所有していた所領についての臣従であり、スコットランド王という立場でのものではない(マルコム2世)あるいは、すぐに失効した(ウィリアム1世)との解釈を論拠とともに提示する。それゆえ、ヒュームによれば、宗主権を口実に侵攻してきたイングランドのエドワード1世の主張は全く根拠を欠く( : 85-86, 97, 125-126, 358, 362, 380-381; : 87-89, 526-528)。このように、イングランドとスコットランドの関係をめぐっては、ヒュームは、フォードンとポイス以来のスコットランドの歴史解釈の伝統的観点を継承して、あくまでスコットランドの歴史的独立を前提にしている。

ところが、ややこしいことに、それにもかかわらず、彼の叙述のうちに同時に散見されるのは、両国に主従関係はないとはいえ、イングランドとの合同そのものについては好意的に評価する視点である。それゆえ、エドワード1世の侵略について、ヒュームの全体としての評価は両義的である。たしかに宗主権の主張は説得力を欠くが、しかしながら、「全島を一人の支配下に統合することの利点は明白だったのであり、王の政策における国家理性について大目にみる人であれば、彼の行動のこの部分についてはそれほど厳しくは扱わないであろう」( : 141)。

さらには、イングランドのほうがスコットランドよりも相対的に文明化していた、との歴史理解もある。ロバート3世の子、のちのスコットランド王ジェームズ1世は、イングランドのヘンリ4世のもとに軟禁されて、そこで教育を受けたが、それはジェームズが「のちに即位したとき、祖国の粗野で野蛮な習俗をある程度改善することを可能にした」。ヒュームによれば、このジェームズ1世は歴代のスコットランド王のうちで最も優れた一人であり、イングランドで受けた教育を生かして「臣民を文明化しようと、法と正義という素晴らしき鞭に従えようと」試みた王である。もっとも、ヒュームによれば、他のヨーロッパ諸国と比して、この時点でイングランドは文明化の遅れた国である。このヘンリ4世の世紀、イタリアからフランドルを経由して「技芸の洗練」がヨーロッパに広まったものの、イングランドは取り残されていた。つまり、スコットランドはそのイングランドよりもさらに遅れていた、というわけである( : 345, 351, 386-387, 458)。

## 第 二 卷：古き良き国制の否定

スコットランド史をめぐる叙述が相対的に最も多いのは、イングランドのテューダー王政期、つまり15世紀後半から16世紀を扱った、この2巻である。ここでの歴史の物語叙述は、実に、イングランドとスコットランドで並行して進められていく。テューダー家とスチュアート家の婚姻関係、宗教対立とも連動した両国の継続的な対立、なかでもエリザベスとメアリ・スチュアートの対立、さらには、エリザベス後のイングランド王位の継承問題、ゆえである。そして、並行した叙述の結果に描かれるのは、両国がそれぞれ独立を保ちつつも王を共有するに至った、1603年の同君連合である。

スコットランドの社会状況をめぐる基本的な理解は、この時期に関しても継承される。つまり、一貫して描かれるのは、党派対立、無秩序、混乱である。そのうえで、ここでなされるのは、貴族と宗教改革者(長老派)を批判的に描く作業であり、それはつまりは、スコットランドにおけるウィッグ



の歴史解釈に対する批判である。それゆえ、ブキャナンやノックス「この時代の感情的な歴史家」( : 40)、「疑わしい権威」( : 393) に批判の矛先が向かうのは必然である。ヒュームは歴史史料として彼らの歴史叙述を頻りに活用しながらも、他の史料も用いて、全体として彼らのスコットランド史解釈を論駁する、という戦略を採る。

党派対立と無秩序の元凶とされたひとつは、貴族である(ex. : 116-119, 347; : 72, 221, 278)。ウィッグの古来の国制論は、王権と自由、という対抗軸を前提にしたうえで、王に抵抗した貴族を自由というシンボルと結びつけたが、ヒュームはこうした解釈の準拠軸を退けて、別の評価軸を導入する。政治と軍事、という対抗軸である。ここに貴族は、反政治的な存在、政治社会や政治権力を阻害する存在との位置づけが与えられる。それはつまりは、実力・軍事力によって共通の法規範を侵犯して、「公共の正義の進行を妨げ」( : 208) 政治社会そのものを阻害する存在である。ヒュームがこれに対置するのが王である。すなわち、無秩序な貴族に対して、王は、法・秩序・文明・平和の担い手として描かれる。ヒュームは、ジェームズ1世と同じく、ジェームズ5世も好意的に位置づけ、平民のために貴族を抑制した存在として描写している( : 208, 294)。そして、こうした王のテーゼを提示するにあたって彼が依拠するのが、王党派・ジャコバイトの歴史叙述であった。ジェームズ4世・5世期の叙述において、ヒュームは、ウィリアム・ドラモンド William Drummond (1585-1649) のスコットランド史解釈に依拠するが( : 97, 106, 116, 117, 145, 283, 292, 298, 309) それは典型的な王党派の歴史叙述であり、王政こそが自由や商業を育む、と主張するものであった。

こうした構図と手法は、第 巻第32章以降の、宗教改革や長老派をめぐる取り扱いでも共通する。「スコットランド政府の古くからの悪弊であった、貴族の騒乱的性向・終わりなき相互対立に加えて、熱狂の精神が新しい無秩序をもたらしした」。ヒュームによれば、長老派も、貴族と同じように、自由の担い手どころか政治社会に敵対する存在にほかならない。「正義の執行を王は導入し始めていたのだが、それは絶えず、貴族たちの徒党・党派対立・敵意によって妨げられていた。しかし、この古来から繰り返されてきた悪弊に加えて、無秩序の新しい源泉が登場した。神学の論争・主張がそれであり、これはもっとも安定した政府すらも揺らがせかねないものであった」。新教の指導者たちの攻撃の矛先は、自らの教えに反する議会や法など、「王に対してばかりでなく世俗権力(civil power)全体に対しても」向かう( : 347; : 221)。その代表がノックスであった。ヒュームは彼を、暗殺を賞賛して、女王メアリに礼節・懇懃さを欠いた存在として描き、熱狂的・獐狂・傲慢・頑迷と形容する( : 347; : 22-23, 26, 40-42, 44, 73)。ではヒュームは、ここではどのような史料を援用したか。長老派を批判するなかで彼が依拠したのは、主教派の歴史叙述である。ヒュームは、宗教改革以後のスコットランド史を語るなかで、ジェームズ6世・チャールズ1世のもとで大主教・大法官をつとめたジョン・スポティスウッド John Spottiswood (1565-1637) の『スコットランド教会史』( -V : esp. chs. 34, 39-41, 47) さらには、ロバート・キース Robert Keith (1681-1757) による同じく主教派寄りの歴史書に極めて頻りに言及している( : esp. chs. 34, 38-39)。

このようにヒュームは、貴族や長老派を称揚する「ウィッグ・長老派イデオロギー」を退けて、そ

の目的のために王党派・ジャコバイトや主教派の歴史解釈を援用する。しかしこのことは、ヒュームのスコットランド史解釈が後者と同じであることを意味しない。利用できる史料は利用したうえで、ヒュームは返す刀でそちら側の解釈も批判していく。

例えば、ウォルター・グッドール Walter Goodall (c. 1706-66) に対する態度には、そうしたヒュームの立ち位置が明らかである。グッドールはイネスの盟友であり、ジャコバイト・主教派の立場から歴史叙述に従事した人物である。そして、彼とヒュームは知己であり、女王メアリと酒を愛したこのグッドールは、エディンバラのアドヴォケイツ・ライブラリにおいてヒュームの助手であった。ヒュームは、例えば、女王メアリのダーンリ卿殺害を論じた第39章で、グッドールのメアリ論を頻繁に利用する( : 78, 79, 85, 108-116, 389, 290, 392-394)。しかしながらヒュームは、自らの歴史解釈とグッドールの解釈の異同について極めて自覚的である。「グッドールに伝えてほしい。もし彼がただ女王メアリについて私に譲歩できるなら、そのほかすべての点では彼を満足させられるだろう、と。そして彼は、ジョン・ノックスや改革者がたいへん滑稽に扱われているのをみて楽しめるだろう、と」( Letters I : 299-300)。ヒュームは、ウィッグのスコットランド史解釈を退ける点では連帯しつつも、女王メアリの罪状をめぐる、王党派・ジャコバイトの歴史解釈を徹底して退ける。アドヴォケイツ・ライブラリ所蔵の手稿を利用するなど、この論点についてのヒュームの論証は長大である。女王を擁護できる証拠は存在しない、彼女の行動には正当化の余地がない、それを直視しないのは党派的な歴史理解にすぎない、というのが彼の結論である( : 84-117, 225-252, 389-395)。「われわれの歴史には、党派人が否かの踏み絵となる三つの事件がある。カトリック陰謀の存在を主張するイングランドのウィッグ、1641年の虐殺を認めないアイルランドのカトリック、女王メアリの無実を主張するスコットランドのジャコバイトは、議論や理性の通じない人とみなされるべきで、偏見のまま放置しておくしかない」( : 394-395)。

つまりヒュームは、貴族・長老派か、王・主教派か、という対抗軸からは距離を置く。ヒュームは、ブキャナンやノックス以来の古来の国制論を徹底的に退けたが、他方で、彼らとは別のヴァージョンの、王や主教派を主役とする古来の国制論についても支持しない。スコットランドは、そもそもこの時代に至っても、ひとつの政治社会の体をなしていなかった、というのが彼の解釈である。

ジェームズ3世の治世において「スコットランド王国は、文明化された君主政 ( a civilized monarchy) を特徴付ける状態までには、つまりは、王の傑出した能力がなくとも、法と制度の力のみで、政府が秩序と平穏を保ちながら自らを維持していくことができる状態までには到達していなかった。」ここでは政治システムの制度化が不全であり、政治権力の支配に服さない有力者たちの実力支配が繰り返されて、対立と混乱が継続する( : 24)。ジェームズ4世の死後、つまり16世紀に至っても、スコットランドは「政治体 ( civil polity) という恒常的なシステムではなく、小君主たちの決して緊密ではない同盟関係」にすぎない。それは一元的な法や制度にもとづくのではなく、単に実力にもとづく割拠支配が集まっただけの社会である。「開かれていない人々 ( uncultivated people) 」からなるこの社会に「広まっていたのは法ではなく武力であり、最も評価されて尊敬を受けたのは衡平や正義ではな

く、勇気という徳目であった」。スコットランドはこのとき「ヨーロッパの一般的なシステム」からほとんど孤立していた（ : 117, 119）。

ここにも明らかなように、ヒュームの理解において、政治社会の制度化は文明化のもっとも基礎的な土台であり、そのうえで彼の歴史叙述においては、政治社会の発展と、経済・文化・社会意識の発展とが連続的に描かれる。そして、スコットランドはそのいずれにおいても遅れている、というのである。フランスからスコットランドに帰国したメアリは、両国の違いに愕然とする。宗教改革が、彼女の祖国を文明社会からさらに隔絶した。彼女が目当たりにしたのは、「社交の愉しみを知らず、技芸や礼儀（arts and civility）に無知で、陰気な熱狂 彼らはこれゆえ人間性や改善といったもの一切から遠ざかっていた によって、もともとの田舎臭さ以上に腐敗してしまった人々」であった（ : 42）。メアリは結局廃位されるが、「法と秩序に不慣れの国」であるがゆえ、だからといって何か新しい展望が開けたわけではない（ : 182）。ヒュームはこの2巻において、まずは貴族・長老派の歴史解釈をなにより退け、返す刀で王党派・ジャコバイトの歴史解釈を批判したが、これに対して彼が提示したのは、古き良き国制なきスコットランドの無秩序と停滞であった。

#### 第 1 巻：イングランドとスコットランドの分岐と統合

イングランドの女王エリザベスの死によって、ジェームズ6世は、ジェームズ1世としてイングランドの王を兼任する。第 1 巻が直接の叙述の対象とするのは、この同君連合の成立から名誉革命までの、17世紀史である。この2巻におけるスコットランド史叙述は、第 1 巻に比べて分量は少なく、叙述は限定的であるが、ここでは、スコットランドとイングランドの比較・対比が強調されることになる。

スコットランド史に関してヒュームがまず関心を示すのは、ジェームズによる両国合同の模索である。ヒュームは一貫してこれを好意的に論じる。「法、議会、特権の完全な合同」は、当時ヨーロッパで唯一商業の自由を欠いたスコットランドはもとより、安全保障や国内秩序の観点から、イングランドにとっても有益な政策であった（ : 4, 20-22, 33-35）。しかしそれがイングランド議会の反対によって潰れた後にヒュームが描くのは、やはり、スコットランドの依然とした混乱である。しばらくはスコットランドも平穏な時期を経験するが、構造的な問題は残ったままであり、長老派が主導する教会権力は政治権力を浸食し続ける。イングランドとは対照的に、スコットランドの聖職者は、政治権力による教会の統制を拒んで、ジェームズの宗教政策に抵抗したばかりか、逆に、「宗教と政治をゴッチャにして」むしろ政治権力を統制しようとする。政治に対する「聖職者による侵犯」である（ : 66-73）。スコットランドでは、「世俗権力からの宗教権力の独立」という「古き長老派の原理」は、「あらゆる階層の人々のあいだで密かに信奉され続けていた」。政治権力に服さずに対抗する宗教勢力、それゆえの混乱、というこの構図はそのまま続き、ヒュームはその延長上に、チャールズ1世による主教制導入、国民盟約の成立、主教戦争、という混乱期のスコットランド史を描いていく（ : 250-269, 303, 332-335, 419-423）。

混乱が続くスコットランドを、ヒュームはこの2巻では、繰り返しイングランドと対比する。政治権力と法規範の一元化がなされているか、つまりは、政治社会が成立しているか、が対比の基準である。第・巻でイングランドとスコットランドがこのように対照的に描きだされるのは、両国の歴史過程がどこかで本質的に分岐した、イングランドはスコットランドとは別の歴史変動を経験した、という認識に支えられている。第・巻においてヒュームはイングランド史とスコットランド史を同時進行させたが、その期間にそれぞれは別の途を歩んでおり、結果として17世紀には両国の状況は隔絶していた、というのが彼の理解である。スコットランドが依然として封建的な割拠状態を克服できなかったのに対して、イングランドは、テューダー絶対王政の確立によって、まがりなりにも政治権力による一元的支配、法規範の一元化を達成した、というのである。テューダー絶対王政を経験したイングランドでは、つまりは政治システムの制度化が進行しており、彼の概念で言えば「文明化された君主政」がすでに成立していた。

それゆえチャールズ1世治下のイングランドにおいて人々は、平和、商業、富ばかりか、「わずかな例外を除く」正義も、つまりは「自由を除くあらゆる統治の成果」を享受していた。このイングランドの平穩をそののち乱したのは外在的な要因であり、それは、「より騒乱的で、服従したり従ったりすることにはより慣れていない国、隣国スコットランド」での事件であった。ヒュームはここで、安定して繁栄するイングランドと対比する形で、スコットランドを描く。「スコットランドの貴族は、依然として民衆に対する支配権と影響力を保っていた。その土地財産は莫大であり、世襲裁判権と封建的保有が彼らの力を強くしていた。ジェントリは一族の主に従服しており、これがボスたちに対する一種の自発的隷属を生みだしていた」( : 250)。

ヒュームの議論の肝所は、法と統治の一元化である。「イングランド人はこの当時、文明化された人々であり、法に遵う人々であった。しかしスコットランド人のあいだでは、いかに法が作られるか、だれが投票するかはどうでもよい事柄であり、かたや、強大な貴族が、法の規則的な執行を妨げる力を存分にもっていた」( : 334)。

文明化されたイングランドと、文明化されていないスコットランド こうした叙述の構図ゆえに、イングランドの共和政権によるスコットランド征服について、ヒュームの評価は両義的たらざるをえない。スコットランドは独立を喪失したが、その反面、征服権力によって貴族や長老派の桎梏が解かれたからである。「正義は厳格に執行され、秩序と平和が保たれた。スコットランド人は、聖職者の暴政から解放されたがゆえ、今の政府に大いに不満というわけではなかった」。たしかにクロムウェルは、イングランドとの合同という名目のもと、スコットランドを完全な服従下において「征服地」として処遇した。しかしそうであるがゆえ、「暴政的な貴族」を制限するために封土制は廃止され、無秩序の源泉たる教会集会は禁止された。「概してスコットランド人は、不規則で党派的な自由を享受していたときにはいまだかつて味わったことがなかったほどの大いなる幸福を、外国に服従せざるをえなくなった現在は享受している、と思わずにはいらなかった」( : 44, 91, 547)。

ところが、これが物語の終わりではない。王政復古によってイングランドの軛が外れると途端に、

一方に王の暴政、他方に反逆と無秩序、という旧来の社会の構造が甦る。「過去の抵抗は、政治的自由をめざす確固たる情熱によるのではなく、不穏な貴族と頑迷な聖職者から生じた」という理解は広まったが、そうであるがゆえに反対に「潮流はいまや王政の側に激しく向かい」、主教制や条文貴族が復元される。それは単に、王・主教派か、貴族・長老派か、という対抗軸において力関係が変化しただけであり、依然として、スコットランドは政治社会の制度化に成功できず、暴政と無秩序のはざままで不安定なままである、というのがヒュームの理解である。その政府は、いまだに「自由な政府はもとより、文明化された政府(a civilized government)」ですらなかった( : 167-170, 223-228, 321-331, 371-374, 413-419, 440-441, 466-467)。

1707年の合同は、こうした歴史解釈の延長線上に位置づけられる。『イングランド史』は名誉革命にて叙述を終えるが、それにもかかわらずヒュームは、以上のようなスコットランド史解釈を前提にしたうえで、時代を飛び越えて、1707年合同がスコットランドにもたらした意義について鮮明に態度表明する。1707年の合同こそがスコットランド史の画期・断絶点であり、ここにおいて積年の課題が解決された、というのである。つまり、それまで有力者たちが跋扈する無秩序な割拠社会が長らく続いてきたが、イングランドとの合同によって、ようやく、そして幸いにも近道して、スコットランドは共通の法や正義に服する社会 すなわち政治社会 になった、というのがヒュームの解釈である。「スコットランドの人々は、それまで王の恣意的権力に服従したことがなかったのは確かだが、しかしながら、法や自由については非常に不完全な理解しかなかったし、適切な限度を超えないようにする執政を享受したのもそれまでにわずかであった。かつての憎き敵、イングランドとの最終的な合同によってのみ、幸福にも彼らは、完全に規則的であり、暴力と不正を免れた統治をもつ、という経験を手にすることになったのである」( : 223)。すなわち、イングランドにおいてはテューダー絶対王政が、封建制の混乱を克服して政治社会の制度化を進行させる契機となったのに対して、スコットランドの場合には、イングランドとの合同がそれに相当する、というのである。

#### 4 おわりに：政治社会の制度化をめぐる2つの歴史叙述

ヒュームのスコットランド史解釈は、スコットランドの過去の歴史のうちに古き良き国制を見いだす、スコットランド版の古来の国制論を退けるものであった。それは、ブキャナンとノックスに由来するウィッグの歴史解釈の伝統、さらには王党派・ジャコバイトによる別の歴史解釈の伝統を、いずれも否定する。貴族や改革派の活躍によって自由な制限王政が保たれてきた、あるいは王のイニシアティブによって秩序と文明を享受してきた、という過去はここに退けられる。そのためのヒュームの戦略は、スコットランドの歴史を党派対立と混乱によって描ききることであった。古き良き国制という栄えある色彩によって過去を単一に塗りつぶす歴史解釈に対して、無秩序という暗い色調で過去を一貫して描写したのである。

これは、ヒュームが、他方で、イングランドの古来の国制論の伝統を退ける場合とは、戦略が異なっ

ている。イングランドの過去のうちに古き良き国制の継承を見いだす歴史叙述に対して、彼が対置したのは、イングランド国制の段階的な発展の歴史であった。つまり、イングランド史解釈においては、彼は、単一の色彩で塗りつづす歴史解釈に対して、多色に塗り分けるという解釈を提示するのである。

ヒュームのイングランド史解釈において、断絶点は、1487年のテューダー王政の成立、1603年のスチュアート王政の成立、そして1688年の名誉革命に設定される。この3つの断絶点によって区別されるのは、封建的割拠、絶対王政、国制の転換期、混合政体、という4つの時代である。ヒュームによれば、スコットランドがそうであったように、中世イングランドにおいても封建的割拠が長らく続き、それは制限王政ではなく単に有力者たちによる実力支配にすぎなかったが、イングランドにおいては、1487年のヘンリ7世の即位が転機をもたらす。絶対王政の成立である。貴族の力を抑え込み、国教会体制によって聖職者を支配下においたテューダー王政における絶対王政の成立は、政治社会の形成・発展という観点からすれば、政治権力の一元化、法規範の一元化を意味した、というのがヒュームの解釈である。絶対王政は、政治社会の発展史のなかに、その位置を与えられるのである。1603年の同君連合に始まり、世紀半ばの空位期を挟んで名誉革命にまで至るスチュアート王政の時代は、土地所有の構造と社会意識の転換にともなって王と議会の対立が顕在化して、絶対王政が混合政体へと移行していく過渡期であり、そして、この時代の試行錯誤と混乱をふまえて、ようやくに安定した混合政体が成立するのが1688年の革命においてであった。それは、一元的な政治権力の存在を前提にしたうえで、そのうえに王権に制限を付して、政治権力の制限を制度化した歴史的転換である。ヒュームによれば、政治社会(civil society)の構成要素とは「権力」と「自由」の2つであり、前者が政治社会に最低限必須の要素、後者は「政治社会を完成させる」高次の要素であるが、以上のようなヒュームのイングランド史解釈は、つまりは、イングランドにおいてテューダー絶対王政のもとで「権力」が成立し、次いで名誉革命において「自由」が獲得された、という段階的な歴史発展の過程を描きだすものである。換言すれば、イングランドの歴史のうちには、政治社会の形成・発展をめぐる歴史変動を読み取ることができる、というのがヒュームの理解である。

これに対して、彼の歴史理解において、スコットランドは、テューダー絶対王政に相当するものを欠き、それゆえに、18世紀に突入しても割拠支配を残したままであった。スコットランド史からは、政治社会の形成・発展をめぐる歴史的展開を描きだすことは不可能である。そうしたスコットランド史において画期として位置づけられるのが、1707年のイングランドとの合同であった。実力を背景にした有力者たちの割拠支配が克服され、ルールが一元化されて、政治社会と呼ぶにふさわしいシステムは、イングランドと合同することによって、ようやくにスコットランドにもたらされた、というのである。

つまり、ヒュームの歴史解釈において、1707年合同とは、スコットランドにとって政治的な不利益をもたらしたのではなく、むしろ政治的に重要な意義を持つ出来事であった、ということになる。1707年合同は、政治社会の制度化の不全というスコットランドの政治的停滞を解消するものとして位置づけられたからである。政治社会の形成と発展に関心を集めるヒュームの『イングランド史』は、それ

ゆえ、スコットランドにおける1707年合同の歴史的意義を、経済面での変化ではなく、なにより政治面での変化、政治社会の制度的整備のうちに求める。つまり、1707年合同においてスコットランドは政治的不利益と経済的利益を交換した、のではない。ヒュームの歴史理解においては、合同がスコットランドにもたらしたのはなにより政治的利益であり、それこそがスコットランドにとっての1707年合同の歴史的意義であった。

原稿提出日 2008年9月16日  
修正原稿提出日 2008年11月20日

### 注

- 1 こうした問題設定は、この小文の来歴に由来する。本論の原型は、日本イギリス哲学会第32回研究大会のシンポジウム「イングランド-スコットランド合同のインパクト：合同300周年記念」における報告原稿である（2008年3月27日、帝京大学）。シンポジウムの司会・報告者・質問者であった田中秀夫・松園伸・富田理恵・篠原久・村松茂美の各先生、さらには、当日コメントを寄せてくださった伊藤誠一郎・岩井淳・森直人・高橋和則・壽里竜の各先生にお礼申し上げたい。シンポジウムでの私の報告は、「スコットランド史解釈と1707年：ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか」と題するものであったが、当日のディスカッションをふまえて、その副題に関連するテーマを本論では大幅に削除した。また、本誌掲載にあたっては、2名のレフェリーに感謝申し上げたい。
- 2 ヒュームのテキストからの引用は以下の方針による。『イングランド史』は、全巻が完結した1762年の時点での6巻本の形式を前提にして取り扱い、以下の版の、巻・頁を示す。The History of England, From the Invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688, 6 vols., ed. William B. Todd, Indianapolis, 1983。『論集』は Essays と略記して以下の版の頁を示す。Essays, Moral, Political, and Literary, ed. Eugene F. Miller, Indianapolis, 1987。書簡については、The Letters of David Hume, 2 vols., ed. John Y. T. Greig, Oxford, 1932からは Letters と略記して巻・頁を、New Letters of David Hume, eds. Ernest C. Mossner and Raymond Klibansky, Oxford, 1954からは New Letters と略記して頁を示す。
- 3 合同に先立つスコットランドでの論争において、合同推進派のシートン William Seton やクロマティ伯 George Mackenzie, Earl of Cromarty は、合同によってイングランドやその植民地との自由貿易が可能になり経済的利益がもたらされる、と主張したが、しかし彼らも政治的利益を指摘している。合同により実質的な独立・自由が確保される、というのである（Robertson 1987: 207-211; Robertson 1995）。
- 4 共和主義をめぐる研究の動向・変容について犬塚 2008b。
- 5 代表は Pocock 1999-2005。その位置づけをめぐっては犬塚 2008a。Pocock 2005も参照されるべきである。
- 6 例えば、Kelley and Sacks eds. 1997や Rogers and Sorell eds. 2000所収の論考を参照。ホップズの歴史叙述をめぐる研究状況について山田 2007。
- 7 『イングランド史』の再評価という点でヒューム研究史上の画期をなすのは Giarrizzo 1962と Forbes 1975である。『イングランド史』を扱ったそれ以後の研究として、大野 1977; Wexler 1979; 舟橋 1985; Capaldi and Livingston eds. 1990; 坂本 1995; Hicks 1996; O'Brien 1997; Pocock 1999-2005; Gillingham 2001; 犬塚 2004; 犬塚 2008a。
- 8 Forbes 1975。
- 9 Pocock 1957; Kramnick 1967; Smith 1987。
- 10 但し、ヒュームがウィッグの歴史叙述を批判したことは、彼がトーリーであることを意味しない（Mossner 1941;

Forbes 1975)。

- 11 これは第 1 巻のことであるが、端的な例として、チャールズ 1 世の父は一貫してジェームズ 6 世でなく 1 世と表記されている。
- 12 テキスト刊行の状況については Fieser 2003が有益である。
- 13 例えば、Holthoorn 2000は、友人ウィリアム・ロバートソンの史書 (William Robertson, *The History of Scotland*, 1759) との競合を避けた、と推察するが、根拠は乏しい (cf. : 455; *Letters* : 273, 283)。書簡からは、叙述対象の時期や順序をめぐる判断 (*Letters* : 167-168, 170-171, 243, 249, 251, 314, 317) 記述が重複したがゆえに途中で表題を変更したという彼の主張 (*Letters* : 283) そして続編の構想と断念の経緯 (*Letters* : 351-352, 381-382, 491-493; : 171-172, 208) を読み取ることは可能である。
- 14 前者は Kidd 1993: 178-179, 210 後者は Pocock 1999-2005 : 302; : 199-200, 261-267の解釈である。ここにも見られるように、1707年合同をめぐる研究では、しばしば「イングランド化」が論じられるが、その意味内容は十分に吟味されねばならない。例えば、Phillipson 1987は、共和主義とアディソンの思想の受容をもってイングランド化とするが、なぜ共和主義の受容がイングランド化なのだろうか。
- 15 本文の次の 2 段落の叙述は、主として、Mason 1987; Kidd 1993に依拠する。そのほかの成果として Robertson 1985; Allan 1993; Brown ed. 1997; Kobayashi 2006。
- 16 Fordun, *Chronica Gentis Scotorum*, 1385; Boece, *Scotorum Historiae a prima gentis origine*, 1526。
- 17 Buchanan, *De Iure Regni Apud Scotos, Dialogus*, 1579, and *Rerum Scoticarum Historia*, 1582; Knox, *The History of the Reformation in Scotland*, 1586-87。
- 18 註 41を参照。
- 19 James Henrisoun, *Exhortation to the Scottes to Conforme Themselves to the Honourable, Expedient, and Godly Union betweene the Two Realmes of Englande and Scotlande*, 1547。イングランド人によるそうした解釈の代表は、合同直前の論争のなかで公刊された William Atwood, *The Superiority and Direct Dominion of Imperial Crown of England over the Crown and Kingdom of Scotland*, 1704。
- 20 George Mackenzie of Rosehaugh, *Ius Regium*, 1684; Patrick Abercromby, *The Martial Atchievements of the Scots Nation*, 1711-15。
- 21 註 31を参照。
- 22 Innes, *A Critical Essay on the Ancient Inhabitants of the Northern Parts of Britain or Scotland*, 1729。キッドは、このイネスの次に、スコットランド啓蒙による歴史叙述を位置づける。それは文明社会の発展史の観点からスコットランド史を再解釈し、スコットランドの過去を脱神話化した、というのが彼の解釈である (Kidd 1993: chs. 6-9)。
- 23 「オシアン」の訳詩の歴史的信憑性を否定した論考における言及である。Of the Authenticity of Ossian's Poems, in *The Philosophical Works of David Hume*, eds. Thomas H. Green and Thomas H. Grose, London, 1874-75, . 422。
- 24 例えば、シートンやクロマティと対決して、1707年合同に反対したフレッチャーの立場がそうである (Robertson 1987; Robertson 1995)。
- 25 イングランド王の治世順に叙述が進む『イングランド史』は、全部で71の章と4つの附録からなり、それぞれは、さらに小見出しによって節に分けられる。第 1 巻には、「スコットランドの状況」「スコットランドの事情」と題した節だけで13あり(それ以外の名称でスコットランド史を扱う節もある) そうした節では最大で30頁以上にわたってスコットランド史が挿入される。ところが、第 1 巻では、そうした節は第 13・15・18章の3箇所のみである。
- 26 ヒュームによれば、スコットランドの歴史史料 「粗野で洗練されていない国民」の歴史書ゆえにほとんど無価値であっただろうが は、エドワード 1 世により破壊された ( : 113)。他方でイングランドでは、聖職者によって希有にも史料が保存された ( : 518)。



- 27 ウィッグと王党派・ジャコバイトのあいだの解釈争点について Kidd 1993: 70-96.
- 28 イングランドの宗主権を根拠にしてスコットランド併合を主張したアトウッドの歴史解釈(註19参照)に対しては、イングランドへの臣従礼をめぐる歴史研究をスコットランド議会から委託されたジェームズ・アンダーソン James Anderson(1662-1728)がこれを批判する歴史書を著したが(Kidd 1993: 45-48, 73, 93) ヒュームは、アンダーソンの著作 *Collections Relating to the History of Mary, Queen of Scotland*, 4 vols., 1727-28を、第 巻のメアリ・スチュアートをめぐる叙述において頻繁に典拠としている(ex. : 73, 86, 87, 89-92, 95, 99, 100, 102, 105-115, 389, 393, 394; cf. *New Letters* 208)。Hume 1995によれば、第 巻註においてヒュームは同書に48/パラグラフで言及している(ibid.など前掲表記を除く明示的な言及回数)。
- 29 Drummond, *The History of Scotland from the year 1423 until the year 1542 Containing the Lives and Reigns of James I, II, III, IV, V*, 1655; cf. Kidd 1993: 28, 166-168, 175, 180, 576.
- 30 ノックスの歴史解釈に対する批判は、 : 457; : 40-42, 388, 393; *Letters* : 300.
- 31 Spottiswoode, *History of the Church of Scotland*, 1655; cf. Kidd 1993: 23. Keith, *The History of the Affairs of Church and State in Scotland*, 1734; cf. Kidd 1993: 196. Hume 1995によれば、スポティスウッド(ヒュームは Spottiswood, Spotswood と表記する)に言及したパラグラフの数は、第 巻註で7、第 巻註で57、第 巻註で6、またキースについては第 巻註で5、第 巻註で65である(ibid.など前掲表記を除く)。
- 32 ブキャナンはフォードンの歴史叙述を歪曲して継承した、と考えたグッドールは、フォードンの再評価のためにその著作の再刊をしている(*Fordun's Scotichronicon*, 1759; cf. Kidd 1993: 79, 83)。
- 33 Mossner 1980: 251, 281, 412-413.
- 34 Goodall, *An Examination of the Letters, Said to be Written by Mary Queen of Scots*, 1754. Hume 1995によれば、グッドールについて、第 巻註の36/パラグラフが言及する(ibid.など前掲表記を除く)。
- 35 これは直接には、William Tytler, *Enquiry Historical and Critical into the Evidence against Mary Queen of Scots*, 1760に対する反批判である(cf. *Letters* I: 318-321; Kidd 1993: 276)。ジャコバイト史家トマス・カート Thomas Carté(1686-1754)に対しては、ヒュームはグッドールに対してよりも批判的である。イングランドとスコットランドのいずれの歴史叙述においてもウィッグの歴史解釈を退けたヒュームは、「カートのようにあからさまなジャコバイトである」(*Letters* I: 214)との批判を意識していた。そうした意識ゆえか、ヒュームは第 巻の最初の後註(これはスコットランドの臣従礼をめぐる歴史解釈である)さらには第 巻の最初の後註という目立つ位置で、カートの歴史解釈を徹底的に批判する。カートは「党派的偏見」に溢れており、「大いに勤勉で学識があるが、偏見に満ち洞察力を欠く」(: 527-528; : 465-467; : 570)。カートの歴史叙述については Hicks 1996: 159-169を参照。
- 36 フランスの文明とスコットランドの関連については、 : 528-529でも指摘される。
- 37 チャールズ2世による合同政策についても同評価である( : 239)。 : 333-334は、フランシス・ベイコンの合同論を紹介する。
- 38 犬塚 2004: chs. 4, 6.
- 39 前述のように、ヒュームにとって政治社会の制度化は文明化と不可分であり、文化や社会規範の発展と連続している。「より開かれておらず、より文明化されていない」スコットランド人のあいだでは、カトリックに対する恐怖はイングランド人以上に獐猛なものとなった( : 252)。
- 40 スコットランドの条文貴族(Lords of article)の制度に対してヒュームは極めて批判的である( : 333; *Essays* 515)。
- 41 ヒュームは、復古期のスコットランド史を論じるにあたり、第64-66章、そして特に第69章において、長老派口バート・ウッドロウ Robert Wodrow(1679-1734)の *History of the Sufferings of the Church of Scotland*, 1660-88, 1721-22に依拠し、またこの史書を高く評価する( : 228, 372, 417, 418)。名誉革命体制に適合するように、長老派を急進主義から切り離し、世俗権力や王政との和解を試みたウッドロウの歴史叙述について Kidd 1993: 59-69。

42 以下、本段落におけるヒュームのイングランド史解釈については、犬塚 2004: ch.4; 犬塚 2008aを参照。

### 引用文献

- Allan, David (1993), *Virtue, Learning, and the Scottish Enlightenment: Ideas of Scholarship in Early Modern History*, Edinburgh.
- Brown, Stewart J. ed. (1997), *William Robertson and the Expansion of Empire*, Cambridge.
- Capaldi, Nicholas and Donald W. Livingston eds. (1990), *Liberty in Hume's History of England*, Dordrecht.
- Fieser, James (2003), *A Bibliography of Hume's Writings and Early Responses*, Internet Release (<http://www.utm.edu/staff/jfieser/vita/research/hume-web-bibliog-2e.pdf>). (最終確認2008.09.12)
- Forbes, Duncan (1975), *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge.
- 舟橋喜恵 (1985), 『ヒュームと人間の科学』 頸草書房 .
- Giarrizzo, Giuseppe (1968), *David Hume politico e storico*, Torino.
- Gillingham, John (2001), *Civilizing the English? The English Histories of William of Malmesbury and David Hume*, *Historical Research*, 74.
- Hicks, Philip (1996), *Neoclassical History and English Culture: From Clarendon to Hume*, Basingstoke.
- Holthoorn, F. L. van ed. (2000), *A Variorum Edition of David Hume's History of England, Based on the Text of 1778, but Detailing All Major Revisions with Editions prior to 1778 (CD-ROM)*, Charlottesville, Va.
- Hume, David (1995), *Complete Works and Correspondence of David Hume (CD-ROM)*, Charlottesville, Va.
- 犬塚 元 (2004), 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』 東京大学出版会 .
- (2008a), 「『啓蒙の物語叙述』の政治思想: ポーコック『野蠻と宗教』とヒューム」 『思想』1007号、岩波書店 .
- (2008b), 「拡散と融解のなかの『家族的類似性』: ポーコック以後の共和主義思想史研究 1975-2007」 『社会思想史研究』32号、藤原書店 .
- Kelley, Donald R. and David Harris Sacks eds. (1997), *The Historical Imagination in Early Modern Britain: History, Rhetoric, and Fiction, 1500 -1800*, Washington.
- Kidd, Colin (1993), *Subverting Scotland's Past: Scottish Whig Historians and the Creation of an Anglo-British Identity, 1689 -c. 1830*, Cambridge.
- Kobayashi, Maiko (2006), *Scottish Past and Identity of Kingship in Late Sixteenth-century Scotland*, in David Bates and Kondo Kazuhiko eds., *Migration and Identity in British History (Proceedings of the Fifth Anglo-Japanese Conference of Historians)*, Tokyo.
- Kramnick, Isaac (1967), *Augustan Politics and English Historiography: The Debate on the English Past, 1730-35, History and Theory*, 6.
- Mason, Roger A. (1987), *Scotching the Brut: Politics, History and National Myth in Sixteenth-Century Britain*, in Mason ed. (1987).
- ed. (1987), *Scotland and England 1286 -1815*, Edinburgh.
- Mossner, Ernest C. (1941), *Was Hume a Tory Historian?: Facts and Reconsiderations*, *Journal of the History of Ideas*, 2.
- (1980), *The Life of David Hume*, 2nd edn., Oxford.
- O'Brien, Karen (1997), *Narratives of Enlightenment: Cosmopolitan History from Voltaire to Gibbon*, New York.
- 大野精三郎 (1977), 『歴史家ヒュームとその社会哲学』 岩波書店 .
- Phillipson, Nicholas T. (1987), *Politics, Politeness, and the Anglicisation of Early Eighteenth-Century Scottish*

- Culture, in Mason ed. (1980).
- Pocock, J. G. A. (1957), *The Ancient Constitution and the Feudal Law : A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century : a Reissue with a Retrospect*, Cambridge, 1987 (2nd edn.).  
(1999-2005), *Barbarism and Religion*, 4 vols., Cambridge.  
(2005), *The Politics of Historiography*, *Historical Research*, 78.
- Robertson, John (1985), *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh.  
(1987), *Andrew Fletcher's Vision of Union*, in Mason ed. (1987).  
(1995), *An Elusive Sovereignty : The Course of the Union Debate in Scotland 1698-1707*, in Robertson ed. *A Union for Empire : Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge.
- Rogers, G. A. J. and Tom Sorell eds. (2000), *Hobbes and History*, London.
- 坂本達哉 (1995), 『ヒュームの文明社会 : 勤労・知識・自由』 創文社 .
- Smith, R. J. (1987), *The Gothic Bequest : Medieval Institutions in British Thought, 1688 -1863*, Cambridge.
- Wexler, Victor G. (1979), *David Hume and the History of England*, Philadelphia.
- 山田園子 (2007), 「ホッブズとイギリス革命」 『思想』 996号、岩波書店 .